

令和 7 年度川西市介護支援専門員等研修受講費助成金に関する Q&A

<助成対象>

Q1 非常勤職員として勤務しているが、助成の対象となるか。

A 常勤・非常勤を問わず、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。

Q2 研修費を納付し研修を受講したものの、体調不良等の理由により欠席し、受講証明書の発行を受けることができなかった場合研修費用は支払われるのか。また、欠席分の追加研修を受講した場合、追加分の研修費も助成対象となるのか。

A 申請時に研修が修了した証明書の写しの添付が必要なため、受講証明証が得られない場合は申請できません。また、何らかの理由により追加研修を受講した場合、その受講費については助成の対象となりません。

Q3 研修を修了した時点では川西市民だったが、その後市外に転出し、市外の事業所に勤務している場合、助成の対象となるのか。

A 申請時点で「川西市内に所在する対象事業所に勤務する者」が要件であるため、助成の対象外となります。

Q4 勤務開始後 3 か月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は助成の対象となるのか。

A 原則として、同一の事業所に 3 か月以上継続して勤務していることを助成の要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。

Q5 3 か月以上勤務していることをどのように証明するのか。

A 勤務先の事業所に勤務証明書(様式第2号)の発行を依頼してください。

Q6 研修修了日とはどの時点を指すのか。

A 研修実施機関が発行する修了証明書に記載の日を研修修了日とします。

Q7 兵庫県外で登録しており県外で研修を受講したが、助成の対象となるのか。

A 対象となります。

ただし、補助上限は要綱に定める額(兵庫県が実施する研修の費用額)となります。

Q8 施設ケアマネジャーは対象にならないのか。

A 対象外となります。

川西市内に所在する指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、地域包括支援センター、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所に勤務する、介護支援専門員又は主任介護支援専門員が対象となります。

Q9 令和8年3月に研修が修了するが申請は可能か。

A 申請できません。

申請は研修終了後3ヶ月経過し、引き続き勤務していることが要件となっています。この場合は、次年度に申請していただく事も可能となります。ただし、本事業が将来も継続的に実施するかは未定のため、事業終了の場合はご容赦願います。

Q10 介護支援専門員の更新研修のうち、専門研修課程Ⅰ(又は更新研修A(前期))を受けた。まだ専門研修Ⅱ(又は更新研修A(後期))を受けていないが、助成対象となるのか。

A 対象外となります。介護支援専門員の更新研修の場合、2つの研修を受講しなければ資格の更新要件を満たしません。(実施の手引き「2. 助成対象者について」を参照)
両方の研修を修了し、申請要件を満たした場合に助成対象となります。

Q11 法人の代表者は助成対象となるのか。助成対象となる場合、様式第2号の勤務証明書の被雇用者の欄は記載するのか。

A 対象となります。また、被雇用者の欄は代表者の情報を記入してください。

Q12 事業所が受講費用を負担している場合は、対象となるのか。

A 対象外となります。本事業は、本人が負担した受講費用を助成するのが目的であり、事業所が負担しているのであれば、その目的は達成されていると考えます。
ただし、事業所が一時的に立て替えており、本人が負担しているのであれば、対象となります。その際は、本人が負担していることがわかる書類をご提出ください。

<対象経費>

Q13 研修受講に係る交通費は助成の対象となるのか。

A 対象外となります。

Q14 オンライン研修を受講することにしたが、通信費、プロバイダー代、パソコンや周辺機器を購入した費用は助成対象となるのか。

A 研修費用のみの助成であり、上記の費用は対象外となります。

Q15 振込手数料は対象となるのか。

A 研修費用のみの助成であり、上記の費用は対象外となります。

<申請関係>

Q16 助成の要件を全て満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができるのか。

A 先着順で申請を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、助成の要件を全て満たした方は早めに申請してください。

なお、令和 7 年度の交付申請の受付は令和 8 年3月 31 日までです。

Q17 受講費を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能か。

A 申請には研修実施機関が発行する領収書の写しが必要です(主任介護支援専門員更新研修については入金証明書の写し)。なお、領収書は申請者本人が支払った助成対象となる研修の受講費であることが確認できるものとしてください。

・主任介護支援専門員以外

→研修機関(兵庫県福祉人材研修センター)で領収書を発行しない場合は、実施機関が明記している領収証の代わりとなるものの写しを添付してください。

例:払込取扱票の受領証をもって領収証とさせていただきます。

・主任介護支援専門員

→研修機関(兵庫県介護支援専門員協会)では、領収証の発行をしていないため、代わりに「入金証明書」を発行してもらい添付してください。

Q18 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A 研修実施機関に再発行を依頼してください。領収書の再発行ができず、支払い証明書等の発行となる場合はご相談ください。

Q19 研修修了後、すぐに申請する事は可能か。

A 申請できません。

Q9と同様、申請は研修修了後3ヶ月が継続し引き続き勤務している事が要件となっていますので、研修修了と同時に申請を行うことはできません。